

学校生活における児童のマスク着用について

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に基づく

マスク着用の必要がない場合

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ・体育の授業

【体育の授業】

- ・屋外、プール、体育館、どこでもマスクの着用は必要ない
 - ※感染状況等を踏まえつつ、児童同士の間隔を十分に確保する。
 - ※屋内で実施する場合には、呼吸が激しくなるような運動は避ける。
 - ※こまめに換気を行う。

【登下校について】

- ・熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない
 - ※積極的に声をかける。

新型コロナウイルス感染症対策

子どものマスク着用について

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合には、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）



学校生活

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習